

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和6年12月19日

福岡市環境局脱炭素社会推進課

1. 公募の趣旨

ペロブスカイト太陽電池は、薄型・軽量であり、従来型の発電設備では設置が困難であった耐荷重の小さい屋根や壁面等への設置が可能であるとともに、国産が可能な次世代型太陽電池である。

本事業は、福岡市が掲げる「2040年度温室効果ガス排出量実質ゼロ」の目標達成に向け、本年9月の環境省による「脱炭素先行地域」の選定を契機として、全国に先駆けて国産フィルム型ペロブスカイト太陽電池^{※1}の実装を進めていくため、商用化前に市有施設において率先導入するとともに、地元事業者等における施工技術の獲得に向けた方策を検討するものである。

現在、国産ペロブスカイト太陽電池の令和7年度中の発売を予定している製造事業者及び当該事業者と共に金属屋根への設置工法を検討している電気工事業者による特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施する。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の共同体との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、企画型提案公募を実施する予定である。

※1 本業務における国産ペロブスカイト太陽電池の定義

国内において受託者である製造事業者が製造したフィルム型ペロブスカイト太陽電池で、かつ、次世代型太陽電池の開発に係るNEDOグリーンイノベーション基金補助金（フェーズ2又はフェーズ3）を活用し開発されたものとし、実際に商用化後の製品と概ね同等の性能を有すること。

2. 請負契約等の概要

(1) 業務件名

次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）率先導入等委託事業

(2) 業務内容

フィルム型国産ペロブスカイト太陽電池（15kW以上）を受託者自ら調達、確保の上、同電池の本市市立学校体育館金属屋根上への設置、施工後の維持管理手法に係る検討及び設置期間中における対応、地元事業者等における施工技術の獲得に向けた方策の検討等を実施するもの。

また、本事業によるフィルム型国産ペロブスカイト太陽電池の設置期間は令和8年3月31日までとし、その間、当該太陽電池は福岡市に無償貸与又は無償譲渡の手法により提供すること。なお、令和8年4月1日以降の当該電池の取扱いについては、令和7年度中に、設備状況や発電状況などを踏まえ福岡市と受託者とで協議の上決定するもの。

(3) 履行期間（予定）

契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。なお、本事業は国産ペロブスカイト太陽電池の製造事業者^{※2}及び施工事業者等が共同で業務を受託するものであることから、意思確認書についても同様の体制での提出とすること。また、構成する全ての者について、次のいずれにも該当する者でなければならない。

ただし、製造事業者が自らの責任において施工等を行い、かつ、全ての業務の受託・遂行が可能であると認められる場合は、製造事業者のみでの提出を妨げない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった見積もり合わせの手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。
- (3) 本社所在地の市町村税を滞納している者でないこと。
- (4) 最近2年間、本社所在地の消費税、地方消費税、所得税又は法人税を滞納している者でないこと。

- (5) 会社更生法第 17 条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成 16 年法律第 75 号。）第 15 条に規定する破産手続開始の申立てがなされている者、会社法第 511 条に規定する特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者又はその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 6 号及び福岡市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 30 号。以下同じ。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員である者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者、若しくは、同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※2 本事業における製造事業者の定義

国内に本社機能を有する事業者で、量産化を前提としたフィルム型ペロブスカイト太陽電池の製造設備を国内に有しているもので、NEDO グリーンイノベーション基金補助金を活用した製品開発を行ったもの。

4. 公募要件

- (1) 別紙概要書「5. 委託業務内容」に記載の全ての業務を適切に遂行できる、製造事業者及び設置事業者であること。
- なお、製造事業者が自らの責任において施工等を行い、かつ、全ての業務の受託・遂行が可能であると認められる場合は、製造事業者のみでの応募を妨げない。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

5. 手続等

- (1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和 6 年 12 月 19 日 ～ 令和 7 年 1 月 9 日まで（閉庁日を除く。）の
9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）

② 配布場所

4 ページ「6. 配布場所・提出場所・問い合わせ先」に記載の、福岡市環境局
脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課

③ 配布方法

配布場所において配布する。

④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和6年12月19日 ～ 令和7年1月9日までの（閉庁日を除く。）
9時から17時まで（12時から13時までを除く）

② 提出場所

4ページ「6. 配布場所・提出場所・問い合わせ先」に記載の、福岡市環境局
脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすこと
を証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の
提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知
をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請
負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めるこ
とができる。

6. 配布場所・提出場所・問い合わせ先

福岡市環境局脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092-711-4282（担当：新宮領、石本）